

**ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針
の一部改正について**

令和5年3月31日
文 部 科 学 省
研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

1. 改正の趣旨

今般、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置され、厚生労働省の事務の一部が同庁に移管されることに伴い、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「ART指針」という。）及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「ゲノム編集指針」という。）について、所要の改正を行った。

2. 主な改正内容

(1) ART指針

現行のART指針における生殖補助医療研究については、研究計画のART指針への適合性を文部科学大臣及び厚生労働大臣が確認すること等とされているが、厚生労働省からこども家庭庁に当該指針に係る所掌事務が移管されること等に伴い、主務大臣に係る規定（研究計画の適合性についての確認先、研究終了報告書の提出先等）について、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び文部科学大臣」に改めた。

(2) ゲノム編集指針

現行のゲノム編集指針における生殖補助医療研究若しくは遺伝性又は先天性疾患研究については、研究計画のゲノム編集指針への適合性を文部科学大臣及び厚生労働大臣が確認すること等とされているが、厚生労働省からこども家庭庁に当該指針に係る所掌事務の一部が移管されること等に伴い、主務大臣に係る規定（研究計画の適合性についての確認先、研究終了報告書の提出先等）について、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官、文部科学大臣及び厚生労働大臣」に改めた。

また、このとき、厚生労働大臣が行う確認等については、遺伝性又は先天性疾患研究に係るものに限るものとした。

(3) 適用期日

令和5年4月1日